別表六の二(十八)の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の 3第1項(認定地方公共団体の寄附活用事業に 関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける場合に記載します。
 - なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ご とに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」 の括弧の中に記載してください。
- 2 各連結法人において措置法第68条の67第1項 (連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課 税の特例)に規定する使途秘匿金の支出がある 場合の記載は、次によります。
 - (1) 「(別表一の二「5」+「7」)のうち帰せられる 金額5」は、別表一の二「10」の外書の金額のう ち各連結法人に帰せられる金額を同欄の上段 に外書として記載します。
 - (2) 「仮計8」及び「住民税額控除額の計算の基

- 礎となる法人税額10」の各欄は、上記(1)で外書 きした金額を「5」に含めて計算します。
- 3 「仮計8」は、その適用を受ける連結法人に係 る連結親法人が措置法第68条の9第4項(試験 研究を行った場合の法人税額の特別控除)に規 定する中小連結親法人である場合には「(6)又は」 を消し、その他の場合には「又は(7)」を消しま す。
- 4 「控除対象個別帰属調整額等9」は、措置法令 第39条の45の3第1項各号(認定地方公共団体 の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法 人税額の特別控除)(同条第2項の規定により読 み替えて適用する場合を含みます。)に掲げる金 額を有する場合に、その金額の合計額を記載しま す。